

発議第 3 号

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う平和安全法制整備法案と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を提出した。

戦後 70 年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を、大きく転換しようとしているにもかかわらず、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき 10 本の改正案を一つに束ねて提出するなど、国民の丁寧な説明や国会での徹底審議のないまま法改正を行おうとする政府の姿勢は容認できない。

また、これらの法案について、世論調査において、国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、去る 6 月 4 日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされた。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産ならびに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、本市議会は、政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うとともに、今の通常国会での改正法の成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する。